

# 鳥取県中部サッカー協会規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は鳥取県中部サッカー協会と称する（以下「本協会」という）。

(事務局)

第2条 本協会の事務局を鳥取県中部地区内に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、倉吉市並びに東伯郡の鳥取県中部地区（以下「中部地区」という）におけるサッカー競技の振興及び普及を図り、住民の心身の健全な発達と地域社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 競技会、研修会等サッカーの振興及び普及に関する事業
- (2) (財)鳥取県サッカー協会中部支部に関する事業
- (3) スポーツ施設の管理・運営に関する事業
- (4) その他、本協会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 加盟団体

(加盟団体)

第5条 中部地区で活動し、(財)鳥取県サッカー協会に加盟登録し、本協会の趣旨に賛同する団体は、加盟団体となることができる。

(種類及び区分)

第6条 加盟団体は1種、2種、3種、4種、5種、シニア、フットサルとし、(財)日本サッカー協会の規定に準ずる。

(加盟登録)

第7条 本協会に加盟登録しようとする団体は理事会の承認を得て加盟団体となることができる。

(権利と義務)

第8条 加盟団体は次の権利と義務を負うものとする。

- (1) 本協会が主催、共催、後援する各種事業などへの参加
- (2) 本協会事業への協力並びに評議員会が定めた加盟金の納入

## 第4章 評議員及び評議員会

第9条 本協会に評議員を置く。

- 2 評議員は加盟団体の種別区分による推薦者と会長が推薦する識見を有する者で構成し12名以内とする。

(選任等)

第10条 評議員は評議員会において選任する。

なお、評議員は役員を兼ねることができない。

(任期)

第11条 評議員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠又は増員により選任された場合、それぞれの前任者、現任者の残任期間とする。

2 任期満了後であっても、後任者が選任就任するまではその権利義務を有する。

(権限及び職務)

第12条 評議員は次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 事業計画並びに収支予算の承認
- (4) 事業報告並びに収支決算の承認
- (5) 本協会規約の改正
- (6) その他、本協会の事業に関する重要事項

(議長)

第13条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

## 第5章 役員及び理事会

(役員)

第14条 本協会に次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以内  
監事 2名
- (2) 会長 1名
- (3) 副会長 若干名
- (4) 専務理事 1名
- (5) 事務局長 1名

(選任等)

第15条 理事及び監事は評議員会において選任する。

2 会長、副会長、専務理事、事務局長は理事の互選により選任する。

(任期)

第16条 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠又は増員により選任された場合、それぞれ前任者、現任者の残任期間とする。

2 任期満了後であっても、後任者が選任就任するまではその権利義務を有する。

(役員の職務)

第17条 役員の職務は次の各号のとおりとする。

- (1) 会長は、本協会の業務を統括し、この協会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
- (3) 専務理事は、本協会の一般業務についてその責を任じる。
- (4) 事務局長は一般事務を処理する。

(理事会)

第18条 理事会は本協会の事業計画並びに予算を企画立案し、業務を執行する。

また、加盟団体又はこれに所属する登録選手が本会規約および(財)日本サッカー協会競技規則等に違反した場合、理事会で審議し、除名等の処分をおこなう。

2 理事会の議長は会長がその任とする。

(監事の職務と権限)

第19条 監事は、本協会の業務および財産に関し、次の職務と権限を有する。

- (1) 本協会の財産及び業務執行の監査
- (2) 必要に応じた調査権限
- (3) 理事会、評議員会への監査結果の報告及び両会の召集権限

(役員の解任)

第20条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、出席者の3分の2以上の議決により役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又これに堪えないとき。
- (2) 職務上の義務違反、職務怠慢並びに社会的不良行為をしたとき。

## 第6章 会議

(評議員会並びに理事会の招集)

第21条 評議員会並びに理事会は会長が招集する。

ただし、会長が必要と認めた場合又は、それぞれの会の3分の1以上の者から会議に付議すべき事項を示して会の招集を請求された場合、その請求があった日から速やかに臨時を開催しなければならない。

(定足数及び議決)

第22条 評議員会並びに理事会は、2分の1以上の出席を定足数とし、その過半数をもって議決する。

ただし、書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。

- 2 可否同数の場合は議長が決する。
- 3 本会規約の変更を始め、重要案件の議決は3分の2以上を必要とする。

(議事録)

第23条 評議員会並びに理事会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席者の中から選出された議事録署名人が議事録に署名又は記名押印する。

(役員会)

第24条 役員会は会長が必要と認めたときに招集する。

- 2 役員会は会長、副会長、専務理事、事務局長で構成する。また、会長は必要に応じて他の役員に出席を求めることができる。
- 3 役員会において決議すべき事項は、次のとおりとする。
  - (1) 理事会及び評議員会に付議すべき事項。
  - (2) 理事会及び評議員会の議決した事項の執行に関する事項。
  - (3) (財)鳥取県サッカー協会等の他団体に対する役員の選出・推薦。
  - (4) その他、理事会及び評議員会の議決を要しない会務の執行。

## 第7章 専門委員会

(専門委員会の設置)

第25条 本協会の事業遂行のため、理事会の議決に基づき、専門委員会を設置することができる。

- 2 前項の規定による専門委員会の組織及び運営に関する規定は、理事会が定める。

(組織および委員)

第26条 各専門委員会は、委員長および若干名の委員をもって構成する。

- 2 各専門委員会の委員長及び委員は、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

(任期)

第27条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠又は増員により委嘱された場合、それぞれ前任者、現任者の残任期間とする。

(招集及び議長)

第28条 各専門委員会は、それぞれの委員長が招集し、その議長となる。

## 第8章 名誉会長及び顧問若干名

第29条 本協会に名誉会長及び顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は役員と同任期とし、理事会の推薦に基づき、評議員会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応え会長に対し意見を述べることができる。

## 第9章 会計

(事業年度)

第30条 本協会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日を以て終わる。

## 第10章 改正

第31条 本規約の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

(付則)

- 1 本規約は2000年4月9日から施行する。
- 2 本規約は2002年4月13日に一部改正し、同日より施行する。
- 3 本規約は2003年3月22日に一部改正し、同日より施行する。
- 4 本規約は2004年3月28日に一部改正し、同日より施行する。
- 5 本規約は2006年4月9日に一部改正し、同日より施行する。
- 6 本規約は2012年5月12日に一部改正し、同日より施行する。
- 7 本規約は2019年5月24日に全部改正し、同日より施行する。  
本規約は2020年3月31日までを移行期間と定める。
- 8 本規約は2022年4月27日に一部改正し、同日より施行する。

<参考：資料>

## 専門委員会（例）

規則改正による、第24条第2項の理事会が設置する専門委員会。

1. 専門委員会は次のとおりとする。
  - (1) 総務委員会
  - (2) 事業委員会
  - (3) 規律委員会
  - (4) 審判委員会
  - (5) 技術委員会
  - (6) フットサル委員会
  
2. 各専門委員会の所管事項は、次のとおりとする。
  - (1) 総務委員会
    - ① 総務、企画、法律、事業、広報、栄典に関する事項
    - ② 他の委員会に属さない事項
  - (2) 事業委員会
    - ① 各種事業の企画・立案
    - ② 各種事業の実施
  - (3) 規律委員会
    - ① 全ての違反行為に対する調査と処罰案の決定
    - ② フェアプレーに関する事項
  - (4) 審判委員会
    - ① 競技規則の解釈、適用
    - ② 審判員の養成
    - ③ 公式競技のための審判員の派遣に関する事項
    - ④ 審判員の賞罰に関する事項
    - ⑤ 審判インストラクター、インスペクターに関する事項
  - (5) 技術委員会
    - ① 選手の育成、強化に関する事項
    - ② 強化方針に基づく技術指導
    - ③ 指導者の養成
    - ④ トレーニングセンターの実施およびメンバーの選定
  - (6) フットサル委員会
    - ① フットサルに関する事項
    - ② フットサルに関する大会および試合の監理